

# 議案第 19 号 北海道こども施策審議会条例案

## 北海道こども施策審議会条例

### (設置)

第1条 北海道におけるこども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道こども施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

### (所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、こども施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、こども施策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

### (委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) こども施策に関係する団体の役職員
- (3) 事業者（法人にあっては、その役職員）
- (4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

- (5) 公募に応じた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(北海道社会福祉審議会条例の一部改正)

2 北海道社会福祉審議会条例（平成12年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

（北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例の一部改正）

3 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（平成16年北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 北海道子どもの未来づくり審議会（第22条―第29条）」を削る。

第7条第4項中「北海道子どもの未来づくり審議会」を「北海道こども施策審議会」に改める。

第3章を削る。

附則第1項ただし書を削る。

（北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

4 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第11条中「北海道社会福祉審議会」を「北海道こども施策審議会」に改める。

（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

5 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「北海道社会福祉審議会」を「北海道こども施策審議会」に改める。

（北海道青少年健全育成条例の一部改正）

6 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「北海道青少年健全育成審議会（第45条―第52条）」を「削除」に改める。

第14条第1項中「（第5章を除く。）」を削り、同項第1号中「（婚姻によ

り成年に達したものとみなされる者を除く。)」を削る。

第5章を次のように改める。

## 第5章 削除

### 第45条から第52条まで 削除

第54条第1項中「審議会」を「北海道こども施策審議会（次項及び次条において「審議会」という。）」に改める。

## 説 明

北海道におけるこども施策の推進を図るための知事の附属機関として、北海道こども施策審議会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 20 号 北海道女性自立支援施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例案

## 北海道女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、社会福祉法及び女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号。第19条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

### (基本方針)

第3条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

### (設備及び運営の向上)

第4条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

### (構造設備の一般原則)

第5条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

### (非常災害対策)

第6条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第17条第4項において「非常

災害計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮し、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第17条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第8条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第9条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員の配置の基準)

第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
  - (2) 入所者の自立支援を行う職員 2以上
  - (3) 栄養士又は調理員 1以上
  - (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
  - (5) 事務員 1以上
  - (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数
- 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、女性自立支援施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(施設長の資格要件)

第11条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。
- (2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- (3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識

を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた女性自立支援施設の建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項第2号、第4号、第7号、第9号及び第10号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (2) 居室
  - ア 入所者1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。
  - イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - ウ 寝具を収納するための押し入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設ける場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。



い。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室について常に清潔を保持するために必要な措置を講ずること。

5 前各項に規定するもののほか、女性自立支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(2) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第13条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第14条 一の居室の定員は、原則として1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合その他の入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第15条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個人の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第16条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第17条 女性自立支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する支援の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第18条 女性自立支援施設は、入所者について、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第19条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る基準省令第18条の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、給付金として

支払を受けた金銭を管理しなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第21条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第89号）は、廃止する。

(施設長の任用に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条各号に掲げる要件を満たして施設長に任用されている者は、第11条各号に掲げる要件を満たして任用された者とみなす。

(入所定員に関する経過措置)

4 この条例の施行前に設置された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律附則第4条の規定による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号）第36

条に規定する婦人保護施設における入所定員については、第14条の規定にかかわらず、当分の間、附則第2項の規定による廃止前の北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の規定によることができる。ただし、当該婦人保護施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 説 明

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に鑑み、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 21 号 北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例案

### 北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総務部手数料条例（平成12年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表9の項のア中「6,600円」を「7,200円」に改め、同項のイ中「4,600円」を「5,300円」に改め、同項のウ中「3,700円」を「4,200円」に改め、同表10の項中「4,700円」を「5,300円」に改め、同表15の項のア中「5,700円」を「6,600円」に改め、同項のイ中「3,800円」を「4,400円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。

### 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に鑑み、危険物取扱者試験手数料等の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 22 号 北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例

北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1万4,400円」を「1万7,280円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

行政財産の使用許可に係る使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 23 号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第11条第2項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に、「限る」を「限る。）に限る」に改める。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第11条の3 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第13条及び第18条中「地域手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第20条の4第2項中「第11条の2」を「第11条の3」に改める。

第22条第1項第2号中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

(北海道職員等の修学部分休業に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「特殊勤務手当」を「在宅勤務等手当、特殊勤務手当」に改める。

(1) 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）

第3条第1項

(2) 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5

号) 第3条第1項

(3) 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号) 第2条第3項及び第4項第2号

(4) 北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成29年北海道条例第3号) 第2条第3項及び第4項第2号

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条の2の4第2項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第10条の2の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される学校職員及び定年前再任用短時間勤務職員(」に、「限る」を「限る。)」に限る」に改める。

第10条の2の5の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第10条の2の6 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた学校職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第13条及び第18条中「地域手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第22条第1項第2号中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第13条第2項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第13条



の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（「に」、「限る」を「限る。」に限る」に改める。

第13条の2の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第13条の3 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第15条及び第21条中「地域手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第25条第1項第2号中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

地方自治法の改正に鑑み、在宅勤務等手当を新設することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 24 号 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第37項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

国立大学法人法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 25 号 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例案

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部  
を次のように改正する。

目次中「第12条の7」を「第12条の8」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(12) 山上等作業手当

第2章中第12条の7の次に次の1条を加える。

（山上等作業手当）

第12条の8 山上等作業手当は、人事委員会規則で定める部局に勤務する職員が  
森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林において次に掲  
げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 境界標の設置箇所等を巡回して行う境界標の設置状況の調査等（人事委員  
会規則で定めるものに限る。）
- (2) 立木の売払い等のために行う当該立木に係る樹高、胸高直径等の調査（人  
事委員会規則で定めるものに限る。）
- (3) チェーンソーを使用して行う伐採又は刈払機を使用して行う刈払い（人事  
委員会規則で定めるものに限る。）
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88  
号）第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした哺乳類に属する野生  
動物の殺処分及び死体の埋却

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の  
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる作業 260円
- (2) 前項第4号に掲げる作業 380円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 説 明

北海道職員の特殊勤務手当について、山上等作業手当を新設することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 26 号 北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「6,924人」を「6,845人」に改め、同号イ中「1,194人」を「1,187人」に改め、同条第9号ア中「3,814人」を「3,809人」に改め、同号イ中「1,208人」を「1,197人」に改め、同条第11号ア中「2万2,534人」を「2万2,338人」に改め、同号イ中「1,311人」を「1,277人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 27 号 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項及び第2項中「及び次条」を「、次条及び第15条の2第1項」に改める。

第12条中「特別休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第15条の2 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- (1) 6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、道職員給与条例第13条及び警察職員給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、これらの規定に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、介護休暇について準用する。

第16条の2第3項中「前条第3項」を「第15条の2第3項」に改める。

第17条第2項中「第16条第3項」を「第15条の2第3項」に改める。

第18条中「除く。）」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「介護時間（）」を「子育て部分休暇（勤務時間等条例第15条の2第1項に規定する子育て部分休暇をいう。以下この条において同じ。）若しくは介護時間（）」に、「から」を「から当該子育て部分休暇若しくは」に改め、同条第3項中「定める」の次に「子育て部分休暇若しくは」を加える。

## 説 明

北海道職員の休暇について、子育て部分休暇を新設することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 28 号 北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の一部を改正する条例案

北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

地方自治法施行令の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。



## 議案第 29 号 北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例案

### 北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例

北海道立北方四島交流センター条例（平成11年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「19,050円」を「22,860円」に、「27,080円」を「32,490円」に、「23,460円」を「28,150円」に、「51,990円」を「62,380円」に、「7,550円」を「9,810円」に、「11,680円」を「14,010円」に、「9,360円」を「12,160円」に、「19,150円」を「22,980円」に、「7,160円」を「9,300円」に、「11,140円」を「13,360円」に、「8,860円」を「11,510円」に、「18,190円」を「21,820円」に、「3,650円」を「4,740円」に、「5,620円」を「7,300円」に、「4,840円」を「6,290円」に、「9,380円」を「12,190円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

道立北方四島交流センターの利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 30 号 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(13)の次に次のように加える。

(14) 省令第7条第5項（省令第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届け出られた者が申請者の法定代理人であることの確認

別表第2中「津別町」を「津別町 斜里町」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においてはこの条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

## 説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、旅券法に基づく事務の一部を市町村が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 31 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「同表の第4欄に掲げる」を削り、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 32 号 北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例案

## 北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表17の項のア中「144,000円」を「145,000円」に改め、同表17の4の項中「31,000円」を「32,000円」に改め、同表17の5の項中「20,000円」を「21,000円」に改め、同表32の12の項のア中「19,400円」を「19,700円」に改め、同項のイ(ア)中「55,400円」を「56,100円」に改め、同項のイ(イ)中「92,400円」を「93,100円」に改め、同項のイ(ウ)中「146,300円」を「147,700円」に改め、同項のイ(エ)中「38,200円」を「38,900円」に改め、同表32の13の項のア中「15,500円」を「15,900円」に改め、同項のイ中「21,400円」を「21,800円」に改め、同表34の2の項及び34の3の項中「324,600円」を「322,900円」に改め、同表34の4の項中「235,700円」を「234,000円」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 説 明

北海道環境生活部の所掌する事務に係る手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 33 号 北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例案

### 北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例

北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表特定開発行為許可申請手数料の項中「395,900円」を「396,300円」に、「519,700円」を「520,100円」に、「678,500円」を「678,900円」に、「890,200円」を「890,700円」に、「1,071,900円」を「1,072,200円」に、「1,188,200円」を「1,188,600円」に、「220,100円」を「220,200円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

特定の開発行為の許可申請に係る手数料の額を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 34 号 北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 動物の引取り、収容等（第18条―第20条）」を「第3章 動物の引取り、収容等（第18条―第20条）」に改める。  
北海道立動物愛護センター（第20条の2―第20条の4）」  
第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 北海道立動物愛護センター  
（設置）

第20条の2 法第37条の2第1項の動物愛護管理センターの機能の一部を果たす施設として、北海道立動物愛護センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称、位置及び所管区域）

第20条の3 センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
北海道立動物愛護センター	江別市	北海道一円

（事業）

第20条の4 センターは、法第37条の2第2項第4号から第6号までに掲げる業務を行う。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

新たに江別市に設置する道立動物愛護センターを、動物の愛護及び管理に関

する法律に規定する動物愛護管理センターの機能の一部を果たす施設として位置付けることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 35 号 北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部  
を改正する条例案

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例

北海道立オホーツク流水科学センター条例（平成2年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「560円」に、「410円」を「450円」に、「1,350円」を「1,670円」に、「1,100円」を「1,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

道立オホーツク流水科学センターの利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。



## 議案第 36 号 北海道立体育センター条例の一部を改正する条例案

### 北海道立体育センター条例の一部を改正する条例

北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項中「1,170円」を「1,050円」に、「1,890円」を「1,840円」に、「15,700円」を「9,220円」に改め、同表3の事項中「1,580円」を「1,480円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

道立体育センターの利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 37 号 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案

### 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表33の項中「17,700円」を「18,700円」に改め、同表83の項中「11,400円」を「12,300円」に改め、同表112の2の項中「12,300円」を「14,100円」に改め、同表112の3の項中「12,300円」を「13,800円」に改め、同表112の4の項中「12,300円」を「14,100円」に改め、同表112の5の項中「12,300円」を「13,800円」に改め、同表115の項中「第80条第2項第1号」を「(以下この項において「政令」という。)第80条第2項第1号」に改め、同項第3欄を次のように改める。

- |   |
|---|
| ア 政令第20条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品（イ及び120の項において「指定医薬部外品」という。）に係る医薬部外品製造販売業許可の申請に係る審査 132,000円 |
| イ 指定医薬部外品以外の医薬部外品に係る医薬部外品製造販売業許可の申請に係る審査 73,500円  |

別表120の項第3欄を次のように改める。

- |                           |
|---------------------------|
| ア 指定医薬部外品に係る医薬部外品製造販売業許可の |
|---------------------------|

更新の申請に係る審査

104,500円

イ 指定医薬部外品以外の医薬部外品に係る医薬部外品製造販売業許可の更新の申請に係る審査 63,300円

別表142の項及び143の項中「68,500円」を「73,000円」に、「49,200円」を「53,700円」に、「21,000円」を「25,500円」に、「126,500円」を「131,000円」に、「95,000円」を「99,500円」に、「54,200円」を「58,900円」に改め、同表146の4の2の項及び146の4の3の項中「126,500円」を「131,000円」に、「95,000円」を「99,500円」に、「54,200円」を「58,900円」に改め、同表146の4の4の項及び146の4の5の項中「68,500円」を「73,000円」に、「49,200円」を「53,700円」に、「21,000円」を「25,500円」に改め、同表146の5の項のうち「78,400円」を「95,500円」に改め、同表152の12の項のア(ア)中「68,500円」を「73,000円」に改め、同項のア(イ)中「49,200円」を「53,700円」に改め、同項のア(ウ)中「23,200円」を「25,500円」に改め、同項のイ(ア)中「126,500円」を「131,000円」に改め、同項のイ(イ)中「95,000円」を「99,500円」に改め、同項のイ(ウ)中「54,200円」を「58,900円」に改め、同表152の13の項のア(ア)中「68,500円」を「73,000円」に改め、同項のア(イ)中「49,200円」を「53,700円」に改め、同項のア(ウ)中「21,000円」を「25,500円」に改め、同項のイ(ア)中「126,500円」を「131,000円」に改め、同項のイ(イ)中「95,000円」を「99,500円」に改め、同項のイ(ウ)中「54,200円」を「58,900円」に改め、同表165の3の項中「10,200円」を「12,200円」に改め、同表165の4の項中「60,500円」を「62,700円」に改め、同表165の8の項中「37,700円」を「39,100円」に改め、同表165の9の項中「2,550円」を「2,900円」に改め、同表165の11の項のア中「45,000円」を「50,300円」に改め、同項のイ中「25,900円」を「28,000円」に改め、同項のウ中「37,700円」を「39,100円」に改め、同項のエ中「19,100円」を「22,300円」に改め、同表168の項摘要欄ア中(コ)を削り、(サ)を(コ)とし、(シ)から(タ)までを(サ)から(ソ)までとする。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 説 明

北海道保健福祉部の所掌する事務に係る手数料の額を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 38 号 北海道医師養成確保修学資金貸付条例の一部を改正する条例案

## 北海道医師養成確保修学資金貸付条例の一部を改正する条例

北海道医師養成確保修学資金貸付条例（平成20年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「合格した日」の次に「(疾病その他やむを得ない理由があるときは、同日から起算して知事が認める期間を経過する日。同号イ及びウにおいて同じ。)」を加え、「及び」を「並びに」に、「からオまで」を「及びウ」に、「から医師として指定公的医療機関等に引き続き勤務した場合において、その引き続く勤務期間が2年に達し、かつ、当該勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月の初日から同日から起算して5年を経過する日までの間、医師として道内の医療機関に勤務し、かつ、当該勤務期間のうち3年以上指定公的医療機関等に」を「(以下この号及び次条第2号から第4号までにおいて「勤務開始月」という。)から、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるところにより医師として指定公的医療機関等その他の道内の医療機関に引き続き」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 勤務開始月から医師として指定公的医療機関等に引き続き勤務した場合において、その引き続く勤務期間が2年に達し、かつ、当該勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月の初日から同日から起算して5年を経過する日までの間、医師として道内の医療機関に勤務し、かつ、知事が定めるところにより当該勤務期間のうち3年以上指定公的医療機関等に勤務したとき。

イ 地域医療を担う医師の確保が特に必要な診療科として知事が定めるものの医師として勤務した場合 勤務開始月の初日から同日から起算して7年を経過する日までの間、医師として道内の医療機関に勤務し、かつ、知事が定めるところにより当該勤務期間のうち5年以上指定公的医療機関等に勤務したとき。

第8条第2号中「クまで」を「エまで」に改め、同号エ中「道内で臨床研修を修了した日の属する月の翌月」を「勤務開始月」に、「に引き続き」を「その他

の道内の医療機関に引き続き」に改め、同号オからクまでを削り、同条に次の2号を加える。

(3) 修学資金の貸付けを受けた者（前条第1項第1号アに掲げる場合に該当する者に限る。）が、次のアからエまでのいずれかに該当するとき（前条第1項第2号に該当するときを除く。）。

ア 勤務開始月から医師として指定公的医療機関等に引き続き勤務した場合において、当該引き続く勤務期間が2年に達しなかったとき。

イ 前条第1項第1号アに規定する引き続く勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月から医師として道内の医療機関に引き続き勤務しなかったとき。

ウ 前条第1項第1号アに規定する引き続く勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月から医師として道内の医療機関に引き続き勤務した場合において、当該引き続く勤務期間が5年に達しなかったとき。

エ 前条第1項第1号アに規定する引き続く勤務期間が2年に達した日の属する月の翌月から医師として道内の医療機関に引き続き勤務し、当該引き続く勤務期間が5年に達した場合において、知事が定めるところにより当該5年のうち3年以上指定公的医療機関等に勤務しなかったとき。

(4) 修学資金の貸付けを受けた者（前条第1項第1号イに掲げる場合に該当する者に限る。）が、次のア又はイのいずれかに該当するとき（前条第1項第2号に該当するときを除く。）。

ア 勤務開始月から医師として道内の医療機関に引き続き勤務した場合において、当該引き続く勤務期間が7年に達しなかったとき。

イ 勤務開始月から医師として道内の医療機関に引き続き勤務し、当該引き続く勤務期間が7年に達した場合において、知事が定めるところにより当該7年のうち5年以上指定公的医療機関等に勤務しなかったとき。

附則第2項中「第7条第1項第1号」を「第7条第1項第1号ア」に、「これらの規定」を「同号ア及び同条第3号」に、「3年以上」を「3年」に、「4年以上」を「4年」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の

改正規定（「合格した日」の次に「(疾病その他やむを得ない理由があるときは、同日から起算して知事が認める期間を経過する日。同号イ及びウにおいて同じ。)」を加える部分に限る。)は、令和6年4月1日から施行する。

## 説 明

地域医療を担う医師の一層の養成及び確保を図るよう、道内の医師が不足する地域の公的医療機関等に将来医師として勤務しようとする者に対し貸し付ける修学資金の返還に係る免除の要件等を改正することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 39 号 北海道立看護学院条例の一部を改正する条例案

### 北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1万2,160円」を「1万4,590円」に、「1万4,800円」を「1万7,700円」に、「1万8,300円」を「2万1,900円」に改める。

第4条第2項第1号中「1万2,600円」を「2万8,000円」に改め、同項第2号中「2万3,400円」を「2万8,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定（入学検定料に係る部分に限る。）及び第4条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日において現に北海道立看護学院の学生であった者で同日後引き続き同一の学科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立看護学院条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 説 明

道立看護学院の入学検定料、入学料、授業料等の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。



議案第 40 号 北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年  
北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

国が定める病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準の改正に伴い、病  
院が有しなければならない従業者等の基準に管理栄養士を加えることとするた  
め、この条例を制定しようとするものである。

議案第 41 号 国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理  
に関する条例案

国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第 1 条 北海道国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年北海道条例第 6 号）  
の一部を次のように改正する。

附則中第 2 項の前の見出し、同項及び第 3 項を削り、第 1 項の見出し及び項  
番号を削る。

(北海道国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 北海道国民健康保険条例（平成29年北海道条例第57号）の一部を次のよ  
うに改正する。

附則第 3 項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」を付  
する。

附則第 4 項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

国民健康保険法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しよ  
うとするものである。

議案第 42 号 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部  
を改正する条例案

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例  
北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年北海道条例第5号）の一  
部を次のように改正する。

第2条中「零」を「1万分の4.1」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

後期高齢者医療制度の保険料の増加の抑制を図るよう、北海道後期高齢者医療財政安定化基金について、北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の令和6年度以降の拠出率を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 43 号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成18年北海道条例第87号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 44 号 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第2項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に鑑み、事業者及び関係団体に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 45 号 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第100号)の一部を次のように改正する。

目次中「第149条の4」を「第149条の5」に、「第12章 就労移行支援に関する基準」を

「第11章の2 就労選択支援に関する基準  
第1節 基本方針(第161条の2)  
第2節 人員に関する基準(第161条の3・第161条の4)  
第3節 設備に関する基準(第161条の5)  
第4節 運営に関する基準(第161条の6―第161条の9)  
第12章 就労移行支援に関する基準」

に改める。

第4条第1項中「及び第10章」を「、第10章、第11章及び第12章」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に」を加え、同条第3項中「、居宅介護計画」を「、第1項の居宅介

護計画の」に改める。

第31条に次の1項を加える。

- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第46条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「開催し」の次に「、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」

に改める。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「交付しなければ」を「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければ」に改める。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第143条第1項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第10章第5節中第149条の4を第149条の5とし、第149条の3を第149条の4とし、第149条の2の次に次の1条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

第150条中「第206条」を「第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第206条」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「の従業者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に、「が提供する」を「又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する」に改



め、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、「として必要」を「又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要」に改める。

第150条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第150条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、規則で定める。

第159条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第11章の次に次の1章を加える。

第11章の2 就労選択支援に関する基準

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の指定就労選択支援事業所の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

### 第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関

の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用

する前条」と、第157条の2中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び」とあるのは「基準命令第173条の9において準用する」と読み替えるものとする。第171条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第172条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第185条中「第171条」を「第171条の2」に改める。

第190条中「第147条」の次に「、第171条の2」を加え、「及び第181条」を「、第180条第6項及び第181条」に、「、第181条第1項」を「、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条中「第147条」の次に「、第171条の2」を加え、「、第181条から」を「、第180条第6項、第181条から」に、「、第181条第1項」を「、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第194条の7中「過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第194条の17を次のように改める。

第194条の17 削除

第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週

に1回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の次に「、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して」を加える。

第194条の20中「まで」と、「」の次に「第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「」を加え、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第195条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「行う」を「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行う」に改める。

第198条の2第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第198条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第198条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第198条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置その他の

情報通信機器を活用して行うものを含む。以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第200条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第201条中「、第76条」を削る。

第201条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の10を次のように改める。

（地域との連携等）

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス

支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。
- 6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

第201条の11中「、第76条」を削る。

第201条の12中「(第201条の14第1項)」を「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第201条の14第1項）」に改める。

第201条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又

はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の22中「、第76条」を削り、「第198条の6」を「第198条の7」に改める。

第207条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第208条ただし書中「従事させる」を「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる」に改める。

第210条第1項中「、第76条」を削り、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第211条第1項中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

附則第8項及び第9項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第1号イ及び第2号ア中「又は作業療法士」を「、作業療法士



又は言語聴覚士」に改める。

第24条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第25条第2項中「この条において」を削り、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第26条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第25条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「開催し」の次に「、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第26条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第26条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たって

は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。  
(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第26条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第25条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第49条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第56条を次のように改める。

#### 第56条 削除

（北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第102号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）」に改める。

2 就労選択支援（第60条の2―第60条の8）」

第3条第1項中「から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「開催し」の次に「、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第52条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条及び第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

## 第5章の2 就労選択支援

### (基本方針)

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行

い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならぬ。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。

(職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、前3項の規定による基準の特例その他の就労選択支援事業所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならぬ。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条か

ら第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第61条の次に次の1条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第62条中「次条第1項に規定する」を削る。

第63条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第37条ただし書及び」を削る。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

第88条第1項中「、指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

(北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成

24年北海道条例第103号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第2号イ及び第3号ア中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「この条において」を削り、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「開催し」の次に「、利用者の



生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ず

る措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

## 第44条 削除

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例目次の改正規定（「第149条の4」を「第149条の5」に改める部分を除く。）、第4条第1項の改正規定、第11章の次に1章を加える改正規定、第171条の次に1条を加える改正規定、第185条の改正規定、第190条の改正規定（「第147条」の次に「、第171条の2」を加える部分に限る。）及び第194条の改正規定（「第147条」の次に「、第171条の2」を加える部分に限る。）並びに第3条中北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例目次及び第3条第1項の改正規定、第5章の次に1章を加える改正規定、第68条の次に1条を加える改正規定並びに第84条及び第87条の改正規定は、公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### (地域との連携等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「設けなければ」とあるのは、「設けるよう努めなければ」とする。
  - (1) 第1条の規定による改正後の北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第198条の7第2項及び第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第201条の22において準用する場合を含む。）並びに第201条の10第2項及び第3項
  - (2) 第2条の規定による改正後の北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第26条の2第2項及び第3項
  - (3) 第4条の規定による改正後の北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の2第2項及び第3項
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用につい

ては、これらの規定中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

(1) 新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第4項（新指定障害福祉サービス基準条例第201条の22において準用する場合を含む。）及び第201条の10第4項

(2) 新指定障害者支援施設基準条例第26条の2第4項

(3) 新障害者支援施設基準条例第20条の2第4項  
（地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置）

4 施行日から令和8年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「選任しなければ」とあるのは、「選任するよう努めなければ」とする。

(1) 新指定障害者支援施設基準条例第26条の3第1項

(2) 新障害者支援施設基準条例第20条の3第1項

5 施行日から令和8年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「報告しなければ」とあるのは、「報告するよう努めなければ」とする。

(1) 新指定障害者支援施設基準条例第26条の3第2項

(2) 新障害者支援施設基準条例第20条の3第2項

## 説 明

国が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、障害者の意思決定の支援を推進するための措置等を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 46 号 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

目次

第1章 居宅サービス等関係（第1条―第3条）

第2章 施設サービス関係（第4条―第9条）

附則

第1章 居宅サービス等関係

（北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項を」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を」に改め、同条第2項中「前項の規定により掲示しなければならない事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条ただし書及び第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第54条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条ただし書及び第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第78条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第85条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第86条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第88条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第95条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第101条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第105条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命



又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第112条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第115条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第140条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第141条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第145条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同

項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第140条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第149条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第155条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第167条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第174条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第179条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第184条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第190条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

第191条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第192条中「病室、」を「病室又は」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第194条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第203条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第166条」を「、第166条及び第166条の2」に改める。

第207条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項」及び「同項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有すること。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下の幅、機能訓練室及び浴室は、次の基準を満たすこと。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとしなければならない。
- c 一の病室の床面積等は、規則で定める基準によること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下の幅 規則で定める基準によること。

ウ 機能訓練室

- (ア) 床面積は、規則で定める基準によること。
- (イ) 必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 前3号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有すること。
- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下の幅、機能訓練室及び浴室は、次の基準を満たすこと。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとしなければならない。
- c 一の病室の床面積等は、規則で定める基準によること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下の幅 規則で定める基準によること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 前3号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第209条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第214条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第219条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第228条の次に次の1条を加える。

（口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理）

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第234条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第236条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第237条「及び第159条」を「、第159条及び第166条の2」に改める。

第241条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第247条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第251条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第255条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。



(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第255条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第256条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条中第6項を第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第261条第1項中「重要事項を」を「重要事項（以下この条において単に「重

要事項」という。)を」に改め、同条第2項中「前項の規定により掲示しなければならない事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第262条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第268条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第273条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第273条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、

言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第274条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第275条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

(北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）の一部を次のように改正する。

第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第55条の4第1項中「重要事項を」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を」に改め、同条第2項中「前項の規定により掲示しなければならない事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第56条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第59条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条ただし書及び第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第74条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第77条第15号中「及び第10号」を「、第9号及び第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第78条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第84条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項

第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第87条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第87条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第93条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第96条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第96条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り

下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第123条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第126条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第126条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8

号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第126条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第137条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「及び」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第140条第2項中「担当職員」の次に「及び介護支援専門員」を加える。

第141条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短

期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的を開催しなければならない。

第142条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第158条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

第175条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第176条中「病室、」を「病室又は」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第178条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。



(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第181条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第182条中「及び第141条」を「、第141条及び第141条の2」に改める。

第192条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項」及び「同項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有すること。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下の幅、機能訓練室及び浴室は、次の基準を満たすこと。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとしなければならない。

c 一の病室の床面積等は、規則で定める基準によること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下の幅 規則で定める基準によること。

ウ 機能訓練室

- (ア) 床面積は、規則で定める基準によること。
- (イ) 必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 前3号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有すること。
- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下の幅、機能訓練室及び浴室は、次の基準を満た

すこと。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとしなければならない。
- c 一の病室の床面積等は、規則で定める基準によること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下の幅 規則で定める基準によること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短

期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 前3号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第195条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第205条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第211条の次に次の1条を加える。

（口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理）

第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第215条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第217条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第218条中「、第55条の9（第2項を除く。）」を削り、「及び第140条の2」を「、第140条の2及び第141条の2」に改める。

第229条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第234条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第235条中「、第55条の9（第2項を除く。）」を削り、「第212条まで」を「第211条まで、第212条」に改める。

第240条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第247条第1項中「重要事項を」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を」に改め、同条第2項中「前項の規定により掲示しなければならない事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第248条第2項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第251条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第251条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第251条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第252条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第257条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第262条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第265条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第265条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第265条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用

者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第266条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年北海道条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 第1条の規定による改正後の北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。第4条第3項（新居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第98条において準用する場合に限る。）
- (2) 第2条の規定による改正後の北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第4条第3項（新介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第55条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第94条において準用する場合に限る。）

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 新居宅サービス等基準条例第96条
- (2) 新介護予防サービス等基準条例第92条

附則第4項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項各



号を次のように改める。

- (1) 新居宅サービス等基準条例第32条の2（新居宅サービス等基準条例第98条において準用する場合に限る。）
- (2) 新介護予防サービス等基準条例第55条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第94条において準用する場合に限る。）

## 第2章 施設サービス関係

（北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第28条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に

においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第29条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項の規定により掲示しなければならない事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第51条第1項中「、交付」を削る。

(北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第93号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第26条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第26条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかななければならない。この場合において、養護老人ホームは、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第94号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第10条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第23条の2中「医師」を「医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第28条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第28条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。この場合において、特別養護老人ホームは、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時

等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的で開催しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第49条中「、第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に改める。

第53条中「、第32条の2」を「から第32条の3まで」に改める。

(北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第97号)の一部を次のように改正する。

第25条の2中「医師」を「医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1

年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第34条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、指定介護老人福祉施設は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生

時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項の規定により掲示しなければならない事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1項を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

- 第41条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催しなければならない。

第43条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

を定める条例（平成24年北海道条例第98号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、介護老人保健施設は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。



5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項の規定により掲示しなければならない事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1項を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的開催しなければならない。

第42条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年北海道条例第8号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。この場合において、介護医療院は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該

介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項の規定により掲示しなければならない事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に行うものを含む。）を開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第66条第1項ただし書、第72条、第78条第2項、第85条、第86条、第88条第2項、第95条、第97条第2項、第140条、第141条及び第145条第2項の改正規定並びに第2条中北海道指定介護予防サービス等の

事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第66条第1項ただし書、第74条第2項、第77条、第78条第4項、第84条第2項、第87条、第93条第2項、第96条、第123条第2項及び第126条の改正規定 令和6年6月1日

- (2) 第1条中北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第34条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）及び第261条の改正規定（同条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える部分に限る。）、第2条中北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第55条の4の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）及び第247条の改正規定（同条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える部分に限る。）、第4条中北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第29条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）、第7条中北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第35条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）、第8条中北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第35条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）並びに第9条中北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第35条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。） 令和7年4月1日

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- (1) 第1条の規定による改正後の北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第155条第6項（新居宅サービス等基準条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第174条第8項、第194条第6項及び第209条第8項
- (2) 第2条の規定による改正後の北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第137条第3項（新介護予防サービス等基準条例第

160条、第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。)及び第178条第3項(新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。)

(利用者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

- (1) 新居宅サービス等基準条例第166条の2(新居宅サービス等基準条例第181条、第181条の3、第188条、第204条(新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。)及び第237条において準用する場合を含む。)
- (2) 新介護予防サービス等基準条例第141条の2(新介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3、第172条、第182条(新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。)及び第218条において準用する場合を含む。)
- (3) 第6条の規定による改正後の北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第32条の3(新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)
- (4) 第7条の規定による改正後の北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第41条の3(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)
- (5) 第8条の規定による改正後の北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第40条の3(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)
- (6) 第9条の規定による改正後の北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第40条の3(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(1) 新居宅サービス等基準条例第228条の2

(2) 新介護予防サービス等基準条例第211条の2

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

5 施行日から令和9年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(1) 第5条の規定による改正後の北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第26条第1項

(2) 新特別養護老人ホーム基準条例第28条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）

(3) 新指定介護老人福祉施設基準条例第34条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）

(4) 新介護老人保健施設基準条例第34条第1項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）

(5) 新介護医療院基準条例第34条第1項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）

## 説 明

国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、医療機関と連携体制を構築するために事業者が講ずべき措置等を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 47 号 北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例案

### 北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例

北海道安心こども基金条例（平成21年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、不妊治療への支援」を削る。

附則第2項中「令和6年6月30日」を「令和7年6月30日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 説 明

子どもを安心して生み育てることができる体制の整備を引き続き図るよう、北海道安心こども基金条例の有効期限を延長することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 48 号 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の  
施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

第44条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第112条第 2 項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

(北海道立女性相談援助センター条例の一部改正)

第 2 条 北海道立女性相談援助センター条例（平成 7 年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立女性相談支援センター条例

第 1 条第 1 項中「保護又は自立のための援助を必要とする女性」を「困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号）第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）」に、「北海道立女性相談援助センター（以下「女性相談援助センター」を「北海道立女性相談支援センター（以下「センター」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく女性相談支援センターとし、及び同法第12条第 1 項の規定に基づく女性自立支援施設とする。

第 1 条第 3 項中「女性相談援助センター」を「センター」に改める。

第 2 条中「女性相談援助センターの」を「センターの」に改め、同条の表中「北海道立女性相談援助センター」を「北海道立女性相談支援センター」に改める。

第 3 条中「女性相談援助センター」を「センター」に改め、同条各号を次のように改める。



- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性及びその女性が同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (3) 困難な問題を抱える女性及びその女性が同伴する家族の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- (4) 困難な問題を抱える女性及びその女性が同伴する家族が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 困難な問題を抱える女性及びその女性が同伴する家族が居住して保護を受けられることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (6) 困難な問題を抱える女性及びその女性が同伴する家族を入所させて、その保護を行うとともに、自立の促進のためにその生活を支援すること。
- (7) その他設置の目的を達成するために必要な事業

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 2 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。  
第29条第1項中「女性相談援助センター」を「女性相談支援センター」に改める。

説 明

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に鑑み、道立女性相談援助センターを女性相談支援センター及び女性自立支援施設としての機能を有する施設とすることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 49 号 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
を定める条例等の一部を改正する条例案

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を  
改正する条例

(北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24  
年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、  
「医療型児童発達支援センター（第87条―第90条）」を「削除」に改める。

第3条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第33条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情  
に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、乳幼児の意見又は意向」  
を加える。

第35条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第41条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情  
に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、母子それぞれの意見又は意  
向」を加える。

第44条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第63条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情  
に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向」を加  
える。

第66条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第67条第1項第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第  
5号ア中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。

第68条第14項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」  
を「心理担当職員」に改め、同条第15項中「心理指導担当職員」を「心理担当  
職員」に改める。

第76条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」  
を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第77条第6項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

#### 第10章 児童発達支援センター

第81条第1項中「福祉型児童発達支援センターの設備」を「児童発達支援センターの設備」に、「次のとおり」を「発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項」及び「同項」を「前3項」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、規則で定める基準によること。

(2) 遊戯室の面積は、規則で定める基準によること。

第82条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第82条第5項から第9項までを削り、同条第10項中「第88条第2項におい

て同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第83条及び第84条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第85条及び第86条を次のように改める。

#### 第85条 削除

(心理学的及び精神医学的診査)

第86条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章を次のように改める。

#### 第11章 削除

#### 第87条から第90条まで 削除

第95条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第98条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第105条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第108条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

(北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第104号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「第5章 医療型児童発達支援に関する基準

第1節 基本方針(第62条)

第2節 人員に関する基準(第63条・第64条) を「第5章 削除」に改

第3節 設備に関する基準(第65条)

第4節 運営に関する基準(第66条―第71条)」

める。

第3章の章名及び第4条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第6条第5項中「、第56条第2項及び第63条第4項」を「及び第56条第2項」に改める。

第7条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第5項を削り、同条第6項中「前各項（第1項第1号を除く。）」を「第1項（第1号を除く。）、第2項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第7項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書及び同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に規定する設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「にあっては」を「（児童発達支援センターであるものを除く。）にあっては」に改める。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に定める額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前2項の規定による改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（次項において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（同項において「保護者」という。）による評価（同項において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏

まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長することができるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保



護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の次に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第57条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第5章を次のように改める。

#### 第5章 削除

第62条から第71条まで 削除

第72条中「訓練」を「支援」に改め、「指導及び」を削る。

第75条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第80条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第81条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「以下」を「以下この項において単に」に、「訓練等」を「支援」に、「」を行い、及び」を「」を行い、並びに」に、「職業訓練又は」を「職業訓練若しくは」に改める。

第81条の9中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に、「第28条から」を「第27条の2、第28条から」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第53条から第55条まで及び第70条の2」を「及び第53条から第55条まで」に、「読み替える」を「、第28条第4項中「関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「関連性」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替える」に改める。

第89条中「及び第5項」を削り、「、第28条」を「、第27条の3、第28条」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に改め、「、第70条の2」を削り、「第44条第1項」を「第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（同項及び第28条第5項において「訪問先施設」という。）による評価（次項において「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項」に、「第55条第2項第2号」を「第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号」に改める。

第90条第1項中「第3項を」を「第4項を」に、「第63条、第73条」を「第73条」に改め、「同条第5項及び」の次に「第6項並びに」を加え、「第4項中」を「第3項中」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第6項」を「同条第5項」に、「同条第7項」を「同条第6項から第8項までの規定」に改め、「、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を削る。

第92条第1項中「、第66条」を削り、同条第2項中「、第66条」及び「、指定医療型児童発達支援」を削り、「の事業又は」を「又は」に改め、同条第3項及び第4項中「、第66条」を削る。

第93条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第71条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

（北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「を作成し」を「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し」に改め、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する」及び「（第47条において「障害福祉サービス」という。）」を削る。

第5条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第21条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第22条第2項中「この条」の次に「及び次条」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第23条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第26条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第40条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医

療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第47条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第52条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第53条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第54条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第50条第1項の改正規定及び第3条中北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第47条第1項の改正規定は、公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下この項及び附則第6項において「改正法」という。）附則第11条の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。同項において「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者がこの条例の施行の際現に設置している児童発達支援センター（次項において「みなし児童発達支援センター」という。）の設備については、第1条の規定による改正後の北海道児童福祉施設の設備及び

運営に関する基準を定める条例（次項から附則第5項までにおいて「新児童福祉施設基準条例」という。）第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 3 みなし児童発達支援センターの職員については、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第81条第1項第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同項第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター（次項において「旧特定福祉型児童発達支援センター」という。）の設備については、新児童福祉施設基準条例第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 旧特定福祉型児童発達支援センターの職員については、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 6 改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている第2条の規定による改正後の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者がこの条例の施行の際現に設置している同項に規定する指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。次項において「旧医療型児童発達支援センター」という。）に置くべき従業者については、新指定通所支援基準条例第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 7 旧医療型児童発達支援センターの設備については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項の指定児童発達支援の

事業を行っている旧指定通所支援基準条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（次項において「旧特定指定児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその利用定員については、新指定通所支援基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

9 旧特定指定児童発達支援事業所の設備については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

10 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2（新指定通所支援基準条例第55条の5、第59条、第78条、第78条の2、第81条及び第81条の9において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

## 説 明

国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、児童発達支援の類型の一元化に対応した基準の改正等を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 50 号 北海道計量検定所条例の一部を改正する条例案

### 北海道計量検定所条例の一部を改正する条例

北海道計量検定所条例（平成12年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「224,000円」を「227,600円」に改め、同表2の事項中「1,900円」を「2,050円」に改め、同表4の事項中「213,600円」を「220,000円」に改め、同表6の事項中「30,000円」を「30,200円」に改め、同表8の事項中「1,900円」を「1,950円」に改め、同表9の事項中「1,200円」を「1,350円」に改め、同表10の事項中「640円」を「890円」に改め、同表12の事項中「750円」を「1,000円」に改め、同表13の事項中「2,850円」を「3,450円」に改め、同表15の事項中「1,150円」を「1,250円」に改め、同表16の事項中「750円」を「1,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

計量検定所の手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。



# 議案第 51 号 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案

## 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表22の項のア(ア)中「23の項」を「次項」に改め、同項のイ中「23の項」を「以下この項、次項」に改め、「金額」の次に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円)」を加え、同表26の項中「(昭和42年法律第149号)」を削り、同表93の項の次に次のように加える。

93の2 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	5,250円	登録申請のとき
93の3 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	5,250円	登録更新申請のとき

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(北海道環境生活部手数料条例の一部改正)

2 北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中33の項及び34の項を削り、32の18の項を34の項とし、32の17の項を33の項とする。

## 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に鑑み、高圧ガス製造許可申請手数料を減額する対象を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 52 号 北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例案

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立地域食品加工技術センター条例（平成6年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項中「50円以上14,200円」を「80円以上14,400円」に、「4,300円」を「4,500円」に改め、同表の2の事項中「3,190円」を「3,020円」に改める。

別表第2の1の事項中「12,200円」を「12,400円」に改め、同表の2の事項中「4,300円以上70,600円」を「4,650円以上71,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

道立地域食品加工技術センターの利用料金の上限額及び手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 53 号 北海道立工業技術センター条例の一部を改正する 条例案

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項中「5,550円」を「5,650円」に改める。

別表第2の1の事項中「45,400円」を「19,200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

説 明

道立工業技術センターの使用料及び手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 54 号 北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する 条例案

## 北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例（昭和44年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「3,660円」を「3,790円」に改め、同項第2号中「9,520円」を「9,890円」に改め、同項第3号中「18万4,800円」を「22万800円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第1号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日において現に北海道立高等技術専門学院の普通課程の学生であった者で同日後引き続き同一の訓練科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立高等技術専門学院条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 説 明

道立高等技術専門学院の入学検定料、入学料及び授業料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 55 号 北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例案

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例

北海道立職業能力開発支援センター条例（平成13年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表中「21,460円」を「22,130円」に、「28,630円」を「29,520円」に、「74,810円」を「77,130円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

道立職業能力開発支援センターの利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 56 号 北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「15の項」を「15の2の項」に改める。

別表7の項及び8の項中「810円」を「1,100円」に改め、同表9の項中「2,220円」を「2,250円」に改め、同表10の項及び11の項中「1,860円」を「1,890円」に改め、同表12の項中「6,820円」を「7,190円」に改め、同表12の2の項及び12の3の項中「1,890円」を「1,820円」に改め、同表13の項のア中「290円」を「300円」に改め、同項のウ中「530円」を「610円」に改め、同項のエ中「7,400円」を「18,000円」に改め、同項のカ(ア)中「400円」を「410円」に改め、同項のキ中「430円」を「440円」に改め、同表14の項のア(イ)中「340円」を「350円」に改め、同項のア(ウ)中「410円」を「420円」に改め、同項のイ及びウ中「290円」を「300円」に改め、同項のエ中「250円」を「260円」に改め、同項のオ中「470円」を「480円」に改め、同項のカ中「240円」を「250円」に改め、同項のキ中「1,250円」を「1,260円」に改め、同項のク中「410円」を「350円」に改め、同項のコ中「240円」を「250円」に改め、同表15の項中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改め、同項の次に次のように加える。

15の2 家畜伝染病予防法 第50条の規定に基づく使用の許可に係る動物用生物学的製剤（豚熱予防液に限る。）の管理	豚熱予防液管理手数料	1頭1回分につき70円	豚熱予防液の注射を受けたとき
---	------------	-------------	----------------

別表17の項のア中「16,920円」を「17,320円」に改め、同項のイ中「43,180円」を「44,320円」に改め、同表21の項中「7,450円」を「7,820円」に改め、同表22の項中「6,860円」を「7,200円」に改め、同表23の項中「28,070円」を「28,290円」に改め、同表24の項中「11,390円」を「11,610円」に改め、同表30の項中「28,070円」を「28,290円」に改め、同表31の項中「11,390円」を「11,610円」

に改め、同表32の項中「28,070円」を「28,290円」に改め、同表33の項中「11,390円」を「11,610円」に改め、同表34の項のイ(ア) a 中「159,000円」を「160,000円」に改め、同項のイ(ア) b 中「259,000円」を「261,000円」に改め、同項のイ(ア) c 中「371,000円」を「372,000円」に改め、同項のイ(ア) d 中「515,000円」を「516,000円」に改め、同項のイ(ア) e 中「716,000円」を「717,000円」に改め、同項のイ(イ) 中「15,000円」を「17,000円」に改め、同表35の項第3欄を次のように改める。

- ア 法第3条第3項第4号に係る審査の事務を行わない場合 10,000円(認定畜舎等の工事完了の届出前の場合にあっては、6,000円)
- イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(認定畜舎等の工事完了の届出前の場合にあっては、それぞれ当該金額から4,000円を減じた金額)
- (ア) 認定畜舎等(特例畜舎等に係る認定畜舎建築利用計画を特例畜舎等でない畜舎等に係る認定畜舎建築利用計画に変更しようとする場合に係る当該認定畜舎等(発酵槽等を除く。)に限る。) 次に掲げる当該申請に係る認定畜舎等の建築等に係る部分の床面積の合計の



区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 160,000円
- b 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 261,000円
- c 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 372,000円
- d 床面積の合計が2万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 516,000円
- e 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 717,000円

(イ) (ア)以外の認定畜舎等  
(発酵槽等を除く。)

次に掲げる当該申請に係る認定畜舎等の建築等に係る部分の床面積（当該認定畜舎建築利用計画の変更に係る部分の床面積に限る。）の合計の区分

に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が30平方メートル以内のもの  
18,000円
- b 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの  
22,000円
- c 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの  
30,000円
- d 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  
39,000円
- e 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
61,000円
- f 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの  
85,000円
- g 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの  
160,000円

h 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 261,000円

i 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 372,000円

j 床面積の合計が2万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 516,000円

k 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 717,000円

(ウ) 発酵槽等 一の発酵槽等につき17,000円

別表36の項中「96,000円」を「98,000円」に、「62,000円」を「64,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 説 明

北海道農政部の所掌する事務に係る手数料の額を改定するとともに、豚熱予防液の管理の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 57 号 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例案

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「32万5,500円」を「32万5,300円」に改め、同項第2号中「21万7,460円」を「21万7,260円」に改め、同条第3項中「11万5,270円」を「11万5,170円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

遺伝子組換え作物の栽培の許可申請及び変更の許可申請に係る手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 58 号 北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例案

### 北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「860円」を「1,040円」に、「600円」を「1,780円」に、「8,520円」を「1万980円」に、「1万1,340円」を「1万1,590円」に、「2万4,550円」を「2万9,460円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

家畜保健衛生所の使用料及び手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 59 号 北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案

### 北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「4,220円」を「5,480円」に改め、同項第2号中「8,320円」を「10,810円」に改める。

第6条第2項中「820円」を「1,140円」に改める。

第7条第2項第1号中「3,510円」を「4,560円」に改め、同項第2号中「2,090円」を「2,710円」に、「2,700円」を「3,510円」に改め、同項第3号中「3,490円」を「4,530円」に改め、同条第3項中「130円」を「190円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項第2号及び第6条第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

### 説 明

道立農業大学校の入校検定料、入校料、研修受講料等の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 60 号 北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例案

### 北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部手数料条例（平成12年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表17の項中「6,400円」を「6,500円」に改め、同表20の項中「15,100円」を「15,300円」に改め、同表21の項のア中「3,600円」を「4,000円」に、「2,800円」を「3,200円」に改め、同項のイ中「2,300円」を「2,700円」に、「3,300円」を「3,800円」に改め、同表22の項中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表22の2の項中「23,000円」を「24,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

北海道水産林務部の所掌する事務に係る手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 61 号 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例  
の一部を改正する条例案

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21  
号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(4)中「及び掲示」を「並びに掲示及び閲覧」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、森林法に基づく事務の一部を鹿追町  
が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。



## 議案第 62 号 北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例案

### 北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例

北海道立漁業研修所条例（平成8年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「3,490円」を「4,530円」に改め、同条第3項中「130円」を「190円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

道立漁業研修所の宿泊施設使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 63 号 漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整備 に関する条例案

漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道漁港管理条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）第1条
- (2) 北海道沿岸水域の工事取締条例（昭和24年北海道条例第74号）第1条
- (3) 北海道海域使用料等徴収条例（平成12年北海道条例第28号）第2条第1号  
（北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正）

第2条 北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「昭和25年法律第137号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「漁港漁場整備法」を「法」に、「又は占用の許可（以下「採取又は占用の許可」という。）を受けた者」を「若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（認定計画（法第44条第1項に規定する認定計画をいう。以下同じ。）において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下「採取者等」という。）」に改める。

第3条中「採取又は占用の許可を受けた者」を「採取者等」に、「許可に」を「許可又は当該認定計画に」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

漁港漁場整備法の改正に鑑み、漁港の区域内に係る土砂採取料等を徴収する

対象に認定を受けて漁港施設等の活用を図る事業を実施する者を加えることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 64 号 北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例案

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「143円」を「154円」に、「176円」を「187円」に、「231円」を「253円」に、「979円」を「1,056円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

漁港の区域内の水域及び公共空地に係る土砂採取料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 65 号 北海道立北の森づくり専門学院条例の一部を改正する条例案

### 北海道立北の森づくり専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立北の森づくり専門学院条例（平成31年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「3,250円」を「4,220円」に改め、同項第2号中「8,320円」を「10,810円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項第1号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

道立北の森づくり専門学院の入学検定料及び入学料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 66 号 北海道立道民の森条例の一部を改正する条例案

### 北海道立道民の森条例の一部を改正する条例

北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2管理棟学習室の項中「3,450円」を「4,480円」に改め、同表キャンプ場の項中「6,430円」を「8,350円」に、「2,790円」を「3,620円」に改め、同表シャワー室の項中「1,380円」を「1,930円」に改め、同表工芸館工作室の項中「960円」を「660円」に、「1,790円」を「1,330円」に改め、同表陶芸館工作室の項中「960円」を「660円」に、「1,930円」を「1,330円」に改め、同表バンガロー（10人用）の項中「14,650円」を「17,580円」に改め、同表バンガロー（4人用）の項中「7,910円」を「10,280円」に改め、同表宿泊棟の項中「1,380円」を「1,930円」に、「2,390円」を「3,100円」に、「25,220円」を「30,260円」に、「18,190円」を「21,820円」に改め、同表森林学習センターの項中「6,430円」を「8,350円」に、「2,500円」を「3,250円」に、「4,820円」を「6,260円」に、「15,080円」を「18,090円」に、「18,620円」を「22,340円」に、「720円」を「1,000円」に、「1,380円」を「1,930円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

道立道民の森の利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 67 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

### 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「の金額を」の次に「、指定確認検査機関又は市町村の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築物の計画を変更する場合（当該申請等の直前の建築物の計画の変更について道の建築主事又は建築副主事の確認を受けた場合を除く。）にあっては別表第3に定める金額を」を加え、同項の  
ア中「14,000円」を「16,000円」に、「この項」を「この項及び別表第3」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同項のイ中「22,000円」を「25,000円」に、「19,000円」を「21,000円」に改め、同項のウ中「33,000円」を「38,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同項のエ中「44,000円」を「51,000円」に、「37,000円」を「42,000円」に改め、同項のオ中「73,000円」を「82,000円」に改め、同項のカ中「100,000円」を「110,000円」に改め、同項のキ中「190,000円」を「220,000円」に改め、同項のク中「310,000円」を「370,000円」に改め、同項のケ中「450,000円」を「530,000円」に改め、同項のコ中「620,000円」を「740,000円」に改め、同項のサ中「840,000円」を「1,000,000円」に改め、同表の9の項第3欄を次のように改める。

- |   |
|---|
| ア 建築設備を設置する場合<br>（イ及びウに掲げる場合を除く。） 一の建築設備につき18,000円                |
| イ 道の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を変更する場合 一の当該建築設備につき12,000円 |

ウ 指定確認検査機関又は市町村の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備（道の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を除く。）を変更する場合 一の当該建築設備につき19,000円

別表第1の10の項第3欄を次のように改める。

ア 工作物を築造する場合（イ及びウに掲げる場合を除く。） 一の工作物につき17,000円

イ 道の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更する場合 一の当該工作物につき12,000円

ウ 指定確認検査機関又は市町村の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物（道の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を除く。）を変更する



場合 一の当該工作物につ  
き18,000円

別表第1の11の項中「(当該申請等に係る)」を「(以下この項において「基本額」という。)。ただし、当該」に、「、当該手数料の金額と当該昇降機1基について12の項の第3欄に掲げる手数料の金額との合計額)」を「当該昇降機1基について12の項の第3欄に掲げる場合の区分に応じた手数料の金額を、指定確認検査機関又は市町村の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築物の計画に係る建築物の工事の完了に係る検査を申請する場合(当該申請等の直前の建築物の計画の変更について道の建築主事又は建築副主事の確認を受けた場合を除く。)) にあっては別表第3に定める金額をそれぞれ基本額に加算した金額とする。」に改め、同項のア(ア)中「15,000円」を「17,000円」に、「14,000円」を「16,000円」に改め、同項のア(イ)中「13,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同項のイ(ア)中「18,000円」を「20,000円」に、「17,000円」を「19,000円」に改め、同項のイ(イ)中「16,000円」を「18,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に改め、同項のウ(ア)中「23,000円」を「27,000円」に、「22,000円」を「26,000円」に改め、同項のウ(イ)中「19,000円」を「22,000円」に、「18,000円」を「21,000円」に改め、同項のエ(ア)中「30,000円」を「35,000円」に、「29,000円」を「34,000円」に改め、同項のエ(イ)中「26,000円」を「31,000円」に、「25,000円」を「30,000円」に改め、同項のオ中「48,000円」を「57,000円」に、「45,000円」を「54,000円」に改め、同項のカ中「67,000円」を「79,000円」に、「62,000円」を「74,000円」に改め、同項のキ中「110,000円」を「130,000円」に、「100,000円」を「120,000円」に改め、同項のク中「160,000円」を「190,000円」に、「150,000円」を「180,000円」に改め、同項のケ中「240,000円」を「270,000円」に、「220,000円」を「260,000円」に改め、同項のコ中「330,000円」を「390,000円」に、「320,000円」を「380,000円」に改め、同項のサ中「500,000円」を「570,000円」に、「490,000円」を「560,000円」に改め、同表の12の項第3欄を次のように改める。

ア イ及びウに掲げる場合以

外の場合 一の建築設備につき18,000円

イ 道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けていない建築設備の計画に記載された建築設備又は道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載されていない建築設備の場合 一の当該建築設備につき25,000円

ウ 建築設備の計画の変更により、道の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を変更したことがある当該建築設備の場合（当該計画の変更について道の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない場合に限る。） 一の当該建築設備につき19,000円

別表第1の13の項第3欄を次のように改める。

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 一の工作物につき14,000円

イ 道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けてい

ない工作物の計画に記載された工作物又は道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載されていない工作物の場合 一の当該工作物につき20,000円

ウ 工作物の計画の変更により、道の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更したことがある当該工作物の場合（当該計画の変更について道の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない場合に限る。） 一の当該工作物につき15,000円

別表第1の14の2の項中「第97条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「建築主事を」を「建築主事及び建築副主事を」に、「建築主事が」を「建築主事若しくは建築副主事が」に改め、同表の42の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料」に改め、同項のア中「建築物（一敷地内認定建築物及び）」を「新築する一敷地内認定建築物以外の建築物及び増築等をする一敷地内認定建築物（」に改め、同項のイ中「建築物」を「新築する一敷地内認定建築物以外の建築物及び増築等をする一敷地内認定建築物」に改め、同表の42の2の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築許可申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等許可申請手数料」に改め、同項のア中「建築物（一敷地内認定建築物及び）」を「新築する一敷

地内認定建築物以外の建築物及び増築等をする一敷地内認定建築物（」に改め、同項のイ中「建築物」を「新築する一敷地内認定建築物以外の建築物及び増築等をする一敷地内認定建築物」に改め、同表の42の3の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「建築許可申請手数料」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料」に改め、同項のア中「建築物（一敷地内許可建築物及び」を「新築する一敷地内許可建築物以外の建築物及び増築等をする一敷地内許可建築物（」に改め、同項のイ中「建築物」を「新築する一敷地内許可建築物以外の建築物及び増築等をする一敷地内許可建築物」に改め、同表中44の8の項を44の10の項とし、44の7の項の次に次のように加える。

44の8 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る範囲の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000円	認定申請のとき
44の9 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築に関する制限の適用除外に係る範囲の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000円	認定申請のとき

別表第1の47の項及び48の項中「19,100円」を「22,000円」に、「15,900円」を「19,000円」に改め、同表の101の項のア(ア)及びイ(ア)中「ロ(1)」の次に「、イ(1)及びロ(3)又はイ(3)及びロ(1)」を加える。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

- ア 道の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない建築物の計画の変更又は当該計画に係る建築物の工事の完了に係る検査の申請をする場合 次に掲げる当該申請又は通知に係る建築基準法第6条第1項後段の規定により変更する前の計画に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積（建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 6,000円（確認の特例の場合にあっては、4,000円）
  - (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円（確認の特例の場合にあっては、10,000円）
  - (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 27,000円（確認の特例の場合にあっては、21,000円）
  - (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円（確認の特例の場合にあっては、31,000円）
  - (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 71,000円
  - (カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 100,000円
  - (キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 200,000円
  - (ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 350,000円
  - (ケ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 520,000円
  - (コ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 720,000円
  - (サ) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1,000,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる当該申請又は通知の直前の計画の変更に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積（建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 6,000円（確認の特例の場合にあっては、4,000円）
- (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円（確認の特例の場合にあっては、10,000円）
- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 27,000円（確認の特例の場合にあっては、21,000円）
- (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円（確認の特例の場合にあっては、31,000円）
- (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 71,000円
- (カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 100,000円
- (キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 200,000円
- (ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 350,000円
- (ケ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 520,000円
- (コ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 720,000円
- (サ) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1,000,000円

#### 備考

この表中の用語の意義及び字句の意味は、建築基準法における用語の意義及び字句の

意味によるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 説 明

北海道建設部の所掌する事務に係る手数料の額を改定するとともに、既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限の適用除外に係る範囲の認定等の事務に係る手数料について定める等所要の改正を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 68 号 北海道沿岸水域の工事取締条例の一部を改正する 条例案

北海道沿岸水域の工事取締条例の一部を改正する条例

北海道沿岸水域の工事取締条例（昭和24年北海道条例第74号）の一部を次のように改正する。

第17条中「3万9,600円」を「3万9,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

沿岸水域において施行する工事の許可に係る手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。



## 議案第 69 号 河川法施行条例の一部を改正する条例案

### 河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の事項の表鉱工業用水の項中「415,800円」を「453,200円」に改め、同表汽かん冷却用水の項中「78,100円」を「84,700円」に改め、同表農産物加工用水の項中「38,500円」を「41,800円」に改め、同表魚族養殖用水の項中「115,500円」を「125,400円」に改め、同表その他の用水の項中「78,100円」を「84,700円」に改め、別表 3 の事項中「143円」を「154円」に、「176円」を「187円」に、「231円」を「253円」に、「979円」を「1,056円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### 説 明

河川区域に係る占用料及び土石採取料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 70 号 北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海岸占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項中「143円」を「154円」に、「176円」を「187円」に、「231円」を「253円」に、「979円」を「1,056円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る土石採取料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 71 号 北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例案

北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海域使用料等徴収条例（平成12年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項中「143円」を「154円」に、「176円」を「187円」に、「231円」を「253円」に、「979円」を「1,056円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

海域に係る土石採取料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 72 号 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案

### 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

オートキャンプ場
自転車

を

オートキャンプ場
----------

に改め、

同表北海道立オホーツク流水公園の項を削る。

第12条の2第3項及び第14条第2項中「、北海道立オホーツク流水公園に係る公園施設にあっては別表第8」を削る。

別表第1の2の8の事項中「、自転車」を削り、同事項の表自転車の項を削り、別表第1の2の11の事項中「、体験学習施設及び自転車」を「及び体験学習施設」に改め、同事項の表自転車の項を削る。

別表第2の1の事項中「78,700円」を「78,940円」に、「114,700円」を「115,150円」に、「157,400円」を「158,960円」に、「197,000円」を「198,960円」に、「472,400円」を「476,950円」に改める。

別表第5の3の事項(3)中「770円」を「1,070円」に改め、同表の4の事項(3)中「270円」を「400円」に改める。

別表第6の3の事項を削る。

別表第8を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 説 明

道立都市公園の利用料金の上限額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 73 号 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道地球温暖化防止対策条例の一部改正)

第1条 北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

(北海道建設部手数料条例の一部改正)

第2条 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の95の項のエ(ア)a及び97の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の98の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表の99の項から101の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 74 号 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

## 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第97条の2第1項」の次に「又は第2項」を、「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

第35条第1項中「主要構造部は、耐火構造」を「部分の主要構造部においては、特定主要構造部を耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部を1時間準耐火構造」に改める。

第61条の2第1項中「第108条の3第3項」を「第108条の4第3項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第2項中「第108条の3第4項」を「第108条の4第4項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第61条の3中「第128条の6第1項」を「第128条の7第1項」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 説 明

建築基準法の改正に鑑み、防火に関する規制の合理化の措置を講ずるとともに、建築副主事を置く市町村が建築物の構造に関する制限の付加等に係る条例を定めたときの適用除外について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 75 号 北海道立青少年体験活動支援施設条例の一部を改正する条例案

### 北海道立青少年体験活動支援施設条例の一部を改正する条例

北海道立青少年体験活動支援施設条例（昭和48年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「340円」を「510円」に改め、同表2の項中「670円」を「930円」に改め、同表3の項中「220円」を「330円」に、「980円」を「1,370円」に改め、同表4の項中「450円」を「670円」に、「2,180円」を「2,830円」に改め、同表5の項中「880円」を「1,230円」に、「3,780円」を「4,910円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

道立青少年体験活動支援施設の利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 76 号 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

### 北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「2,680円」を「3,480円」に改める。

別表第3中「2,080円」を「2,700円」に、「2,680円」を「3,480円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

道立高等学校等の寄宿舍使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。



議案第 77 号 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例案

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21  
号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項及び第2項中「及び次条」を「、次条及び第15条の2第1  
項」に改める。

第12条中「特別休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第15条の2 子育て部分休暇は、学校職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が  
次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが  
相当であると認められる場合における休暇とする。

- (1) 6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の  
3月31日までの間にある子
  - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17  
年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する  
障害児である子で、12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日  
以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- 2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認め  
られる時間とする。
  - 3 子育て部分休暇については、学校職員給与条例第13条の規定にかかわらず、  
その勤務しない1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減  
額する。

第16条第3項を次のように改める。

- 3 前条第3項の規定は、介護休暇について準用する。

第16条の2第3項中「前条第3項」を「第15条の2第3項」に改める。

第17条第2項中「第16条第3項」を「第15条の2第3項」に改める。

第18条中「除く。）」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第25条第2項中「第15条の2第1項」の次に「又は学校職員勤務時間等条例第15条の2第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）」を加える。

## 説 明

学校職員の休暇について、子育て部分休暇を新設することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 78 号 北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案

## 北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の32の2の項中「12,700円」を「14,000円」に改め、同表の40の項を削り、同表の41の項中「認定証の」を「認定の」に、「認定証更新申請手数料」を「認定更新申請手数料」に改め、同項を同表の40の項とし、同表中42の項及び43の項を削り、44の項の前に次のように加える。

41から43まで 削除			
-------------	--	--	--

別表第1の51の3の項から51の5の項まで、73の項及び74の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に鑑み、猟銃の操作及び射撃に係る技能講習受講手数料の額を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 79 号 北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 第2条第1項の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同項の表警察官の項中「3,127人」とあるのは「3,142人」と、「10,389人」とあるのは「10,404人」とし、同表合計の項中「11,667人」とあるのは「11,682人」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

地方警察職員である警察官の定員及び階級別定員を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 80 号 北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例を廃止する条例案

北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め  
る条例を廃止する条例

北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条  
例（平成24年北海道条例第99号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

介護保険法の改正による経過措置の期間が満了することに伴い、同法に基づ  
く指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準を定めた条例を廃止すること  
とするため、この条例を制定しようとするものである。